

長居公園指定管理事業者（長居公園及び他9施設の指定管理者） 指定申請に係る様式集

- 様式 1-1 長居公園指定管理事業者（長居公園及び他9施設 指定管理者）指定申請書（単独法人等用）
- 1-2 長居公園指定管理事業者（長居公園及び他9施設 指定管理者）指定申請書（連合体用）
- 1-3 指定管理等業務に関する連合体協定書（参考例）
- 2 長居公園指定管理事業者（長居公園及び他9施設 指定管理者）指定申請に係る誓約書
- 3-1 法人等の概要
- 3-2 長居公園指定管理事業者（長居公園及び他9施設 指定管理者）申請団体役員名簿
- 4-1 障がい者雇用状況報告書（公共職業安定所への報告義務がない事業主用）
- 4-2 障がい者雇入れ計画書
- 5 社会保険等の加入の必要がないことについての申出書
- 6-1 公園、有人駐車場及びプール施設の運営実績
- 6-2 専門性を有する施設の運営実績（任意提出）
- 7-1 施設の管理運営に関する事業計画書 1 施設の管理運営
- 7-2 " 2 事業計画
- 7-3 " 3 施設の有効活用
- 7-4 " 4 その他の提案（任意提出）
- 8 施設の管理運営に関する事業計画書（概要版）
- 9-1 社会的責任・市の施策との整合について
- 9-2 社会的責任・市の施策との整合について（支払賃金に関する提案書）
- 10-1 収支計画書（総括表）
- 10-2 収支計画書（個別事業分）
- 10-3 収支計画書（収支計画明細書）
- 10-4 経費内訳表
- 10-5 資金調達計画書
- 11 利益配分金の取扱いに関すること
- 12 説明会参加申込書
- 13 質問票
- 14-1 施設関係図書閲覧申込書
- 14-2 施設関係図書閲覧に関する誓約書
- 15 都市計画局への確認事項
- 16 長居公園指定管理事業者（長居公園及び他9施設 指定管理者）指定申請に対する辞退届

長居公園指定管理事業者
(長居公園及び他 9 施設 指定管理者)
指定申請書

大阪市長 様

(申請者)

主たる事務所の所在地

法人等の名称

代表者氏名



長居公園指定管理事業者として、大阪市公園条例第20条、大阪市立駐車場条例第15条、大阪市立ユースホステル条例第13条及び大阪市立プール条例第11条の規定により、長居公園及び他 9 施設の指定管理者の指定を受けたいので、別紙の書類を添付して申請します。

担当者氏名及び連絡先	所在地： 担当部署： 担当者氏名： 電話番号：() — E-mail：
------------	--

長居公園指定管理事業者
(長居公園及び他9施設 指定管理者)
指定申請書

大阪市長 様

(申請団体名称)

(代表者) 主たる事務所の所在地

法人等の名称

代表者氏名

㊟

(構成員) 主たる事務所の所在地

法人等の名称

代表者氏名

㊟

(構成員) 主たる事務所の所在地

法人等の名称

代表者氏名

㊟

(構成員) 主たる事務所の所在地

法人等の名称

代表者氏名

㊟

長居公園指定管理事業者として、大阪市公園条例第20条、大阪市立駐車場条例第15条、大阪市立ユースホテル条例第13条及び大阪市立プール条例第11条の規定により、長居公園及び他9施設の指定管理者の指定を受けたいので、別紙の書類を添付して申請します。

担当者氏名及び連絡先	所属法人等：
	所在地：
	担当部署：
	担当者氏名：
	電話番号：() -
	E-mail：

指定管理等業務に関する連合体協定書（参考例）

- 第1条
（目的）
- 第2条
（名称）
- 第3条
（所在地）
- 第4条
（成立の時期及び解散の時期）
- 第5条
（構成員の所在地及び名称）
- 第6条
（代表者の名称）
- 第7条
（代表者の権限）
- 第8条
（構成員の責任）
- 第9条
（権利義務の制限）
- 第10条
（構成員の脱退に対する措置）
- 第11条
（構成員の破産又は解散に対する措置）
- 第12条
（協定書に定めのない事項）

令和2年 月 日

構成員（代表者）	主たる事務所の所在地 法人等の名称 代表者氏名	①
構成員	主たる事務所の所在地 法人等の名称 代表者氏名	①
構成員	主たる事務所の所在地 法人等の名称 代表者氏名	①

長居公園指定管理事業者
(長居公園及び他9施設 指定管理者)
指定申請に係る誓約書

大阪市長 様

(申請者)

主たる事務所の所在地

法人等の名称

代表者氏名

㊟

長居公園指定管理事業者（長居公園及び他9施設の指定管理者）の指定申請を行うにあたり、次に掲げる事項を誓約します。

- 1 私は、長居公園指定管理事業者募集要項に定める申請資格を全て満たしており、大阪市公園条例第21条、大阪市立駐車場条例第16条、大阪市立ユースホステル条例第14条及び大阪市立プール条例12条の各号に該当しておらず、添付書類の内容について事実と相違ありません。
- 2 私は、大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる事項のいずれにも該当しません。
- 3 私は、本誓約書及び役員名簿等が大阪市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。
- 4 私が本誓約書2に該当する事業者であると、大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明した場合には、大阪市が大阪市ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。
- 5 私が下請負人等を使用する場合は、これら下請負人等（ただし、契約金額500万円未満のもの除く。）から誓約書を徴し、当該誓約書を大阪市に提出します。
- 6 私が使用する下請負人等が、本誓約書2に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明し、大阪市から下請契約等の解除又は二次以降の下請負に係る契約等の解除の指導を受けた場合は当該指導に従います。

法人等の概要

令和2年 月 日現在

名 称	(フリガナ)
法人等番号	
所在地	〒
申請団体名 (連合体の場合)	(フリガナ) <input type="checkbox"/> 代表者 <input type="checkbox"/> 構成員 (いずれかに○)
設立年月日	
従業員数	
資本金	
主な業務内容	
免許・登録	

- ・連合体の場合は、構成員ごとに提出すること。
- ・提案事業者名の記載は正本のみとし、副本には記載しないとともに、他に事業者名表示があれば黒塗りするなどし、提案事業者が推定できる記載は行わないこと。

長居公園指定管理事業者
(長居公園及び他9施設 指定管理者)
申請団体役員名簿

令和2年 月 日現在

団体名 (商号又は名称)	
所在地	

役職名	フリガナ	性別	生年月日 (和暦表記)	住所 (注:住居表示又は番地まで記載のこと)
	氏名			

留意事項

- ・この名簿には、法人にあっては代表者のほか非常勤を含む役員及びその経営に事実上参加している者、法人格を有しない団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者全員について記入すること。
- ・この名簿により提出のあった個人情報、募集要項に規定する欠格条項及び失格条項の該当の有無を確認するための照会に使用することがあるが、それ以外の用途としては使用しない。
- ・連合体の場合は、構成員ごとに提出すること。
- ・欄が不足する場合は、複数枚にわたっても差し支えない。
- ・提案事業者名の記載は正本のみとし、副本には記載しないと、他に事業者名表示があれば黒塗りするなどし、提案事業者が推定できる記載は行わないこと。

障がい者雇用状況報告書
(公共職業安定所への報告義務がない事業主用)

令和2年 月 日現在

A 事業主	フリガナ	〒 ー (電話番号)
	本店所在地	
	フリガナ	
	名称	
	フリガナ	
	代表者役職氏名	(署名又は記名押印)
	事業の種類	()
B 雇用の状況	区 分	人数等
	①除外率	%
	②常用雇用労働者の数	
	(イ) 常用雇用労働者の数 (短時間労働者を除く)	人
	(ロ) 短時間労働者の数	人
	(ハ) 常用雇用労働者の数 ((イ) + (ロ) × 0.5)	人
	(ニ) 法定雇用障がい者の算定の基礎となる労働者の数	人
	③常用雇用身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の数	
	(ホ) 重度身体障がい者の数 (短時間労働者を除く)	人
	(ヘ) 重度身体障がい者以外の身体障がい者の数 (短時間労働者を除く)	人
	(ト) 重度身体障がい者である短時間労働者の数	人
	(チ) 重度身体障がい者以外の身体障がい者である短時間労働者の数	人
	(リ) 身体障がい者の数 ((ホ) × 2 + (ヘ) + (ト) + (チ) × 0.5)	人
	(ヌ) 重度知的障がい者の数 (短時間労働者を除く)	人
	(ル) 重度知的障がい者以外の知的障がい者 (短時間労働者を除く)	人
	(ヲ) 重度知的障がい者である短時間労働者の数	人
	(ワ) 重度知的障がい者以外の知的障がい者である短時間労働者の数	人
	(カ) 知的障がい者の数 ((ヌ) × 2 + (ル) + (ヲ) + (ワ) × 0.5)	人
	(ヨ) 精神障がい者の数 (短時間労働者を除く)	人
	(タ) 精神障がい者である短時間労働者の数	人
(レ) 精神障がい者の数 ((ヨ) + (タ) × 0.5)	人	
④計 (③の(リ) + ③の(カ) + ③の(レ))	人	
⑤実雇用率 (④ ÷ ② (ニ) × 100)	%	
備考	(支社、支店、営業所、工場、事務所等の場合) 主たる事業所の所在及び名称：	

・提案事業者名の記載は正本のみとし、副本には記載しないとともに、他に事業者名表示があれば黒塗りするなどし、提案事業者が推定できる記載は行わないこと。

○ **記載上の注意**

- 1 この報告書は、当該団体に属する本社、支社、支店、営業所、工場、事務所等ごとに作成すること。
- 2 ②ハ、ニ、③リ、カ、レ、④については、小数点以下第1位まで記入すること。
- 3 ⑤欄には小数点以下第3位を四捨五入した数を記入すること。
- 4 ①の除外率を事業所ごとに適用し、各事業所の④の雇用障がい者数を合計した人数を②ニの労働者を合計した人数で除した数値を事業主の雇用率とすること。
- 5 連合体等での申請の場合は、それぞれの構成員ごとに作成すること。

○ **雇用障がい者数の対象となる障がい者数の算定方法**

- ・ 重度身体障がい者、重度知的障がい者である常用雇用労働者（1人につき身体障がい者又は知的障がい者2人を雇用しているものとみなされる。）
- ・ 重度身体障がい者、重度知的障がい者である短時間労働者（1人につき身体障がい者又は知的障がい者1人を雇用しているものとみなされる。）
- ・ 身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者である短時間労働者（それぞれ0.5人を雇用しているものとみなされる。）

○ **常用雇用労働者の範囲**

- ・ 常用雇用労働者とは、次のように1年を超えて引き続き雇用される者（見込みを含む。）をいう。ただし、1週間の所定労働時間が20時間未満の者については、障がい者雇用率制度上の常用雇用労働者の範囲には含まれない。

イ	雇用期間の定めのない労働者
ロ	一定期間（1カ月、6カ月等）を定めて雇用される者であっても、その雇用期間が反復更新されて、事実上“イ”と同一の状態にあると認められる者
ハ	日々雇用される者であっても、雇用契約が日々更新されて、事実上“イ”と同一の状態にあると認められる者

出向中の労働者は、原則としてそのものが生計を維持するに必要な主たる賃金を受ける事業主の労働者として取り扱う。なお、いずれの事業主の労働者として取り扱うかについては、雇用保険の取り扱いを行っている事業者の労働者として取り扱って差し支えない。

外国にある支社、支店、出張所等に勤務している労働者は、日本国内の事業所から派遣されている場合に限り、その事業主の雇用する労働者とする。したがって現地で採用している労働者は含まない。

生命保険会社の外務員等については、雇用保険の被保険者として取り扱われているかどうかによって判断すること。

いわゆる登録型の派遣労働者の場合、契約期間の多少の日数の隔たりがあっても、同一の派遣元事業主と雇用契約を更新又は再契約して引き続き雇用されることが常態となっている場合には、常用雇用労働者に含まれる場合がある。

短時間労働者とは、常用雇用労働者の内、20時間以上30時間未満である労働者のこと。

○ **①除外率欄**

- ・ 主たる事業の種類が障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則別表4の除外率設定業種欄に掲げる業種に該当する場合のみ、その率を記入すること。

○ **②ニ「法定雇用障がい者数の算定の基礎となる労働者の数」欄**

- ・ ②ハ「常用雇用労働者の数」欄の数に①「除外率」欄の除外率を乗じて得た数（1人未満の端数切り捨て）を、②ハ「常用雇用労働者の数」欄の数から控除した数を記入すること。

○ **③ホ「重度身体障がい者」とは**

- ・ 身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳の等級が1級又は2級とされる方及び3級の障がいを2以上重複して有する者をいう。

○ **③へ「身体障がい者」とは**

- ・ 身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳の等級が3級から6級とされる方及び7級の障がいを2以上重複して有する者をいう。

○ **③ヌ「重度知的障がい者」とは**

- ・ 知的障がい者のうち、知的障がいの程度が重いと判定された者。具体的には次のいずれかの場合に該当
 - ◆療育手帳で程度が「A」とされている者
 - ◆児童相談所、知的障害者福祉法第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条第1項に規定する精神保健福祉センター、精神保健指定医による療育手帳の「A」に相当する程度（特別障害者控除を受けられる程度等）とする判定書を貰っている者
 - ◆障害者の雇用の促進等に関する法律第19条の障害者職業センターにより「重度障がい者」と反転された者（重度障害者介助等助成金、特定求職者雇用開発助成金、職場適応訓練の適用等に当たって行われている「知的障がいの程度が重い」範囲と同様の範囲で判定が行われる。）

○ **③ル「知的障がい者」とは**

- ・ 児童相談所、知的障害者福祉法第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条第1項に規定する精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者の雇用の推進等に関する法律第19条の障害者職業センターにより「知的障がい者」と判定された者

○ **③ヨ「精神障がい者」とは**

- ・ 精神保健福祉手帳の交付を受けている者

障がい者雇入れ計画書

1 障がい者の雇用計画 人数	人		
2 雇用計画の期間	雇用予定時期	人 数	
	年 月	人	
	年 月	人	
3 就業予定場所等	就業予定場所	職種名	人数
			人
			人
			人
			人
4 計画を実現するための 具体的な取組み			

上記のとおり障がい者の雇入れ計画については、確実に実施することとし、雇用後は速やかに報告します。

大阪市長 様

令和2年 月 日

主たる事務所の所在地

法人等の名称

代表者氏名

㊟

・提案事業者名の記載は正本のみとし、副本には記載しないとともに、他に事業者名表示があれば黒塗りするなどし、提案事業者が推定できる記載は行わないこと。

社会保険等の加入の必要がないことについての申出書

大阪市長 様

主たる事務所の所在地

法人等の名称

代表者氏名

㊞

長居公園指定管理事業者（長居公園及び他9施設の指定管理者）の指定申請を行うにあたり、次の内容について申し出いたします。

なお、今後、記載した内容に変更があり、加入義務が生じた場合には、直ちに加入手続きを行うとともに、大阪市に対して報告を行います。

記

1 労働保険（労災保険・雇用保険）について、次の理由により加入の必要はありません。

□(1) 労災保険

理由：

なお、上記理由により加入の必要がないことについて、令和 年 月 日に、
（ 確認先機関名（所管課名まで）を記載すること ）に、
（ 電話 ・ 訪問 ）により確認しました。

□(2) 雇用保険

理由：

なお、上記理由により加入の必要がないことについて、令和 年 月 日に、
（ 確認先機関名（所管課名まで）を記載すること ）に、
（ 電話 ・ 訪問 ）により確認しました。

2 健康保険について、次の理由により加入の必要はありません。

健康保険

理由：

なお、上記理由により加入の必要がないことについて、令和 年 月 日に、
(確認先機関名 (所管課名まで) を記載すること) に、
(電話 ・ 訪問) により確認しました。

3 厚生年金保険について、次の理由により加入の必要はありません。

厚生年金保険

理由：

なお、上記理由により加入の必要がないことについて、令和 年 月 日に、
(確認先機関名 (所管課名まで) を記載すること) に、
(電話 ・ 訪問) により確認しました。

注：該当する□欄にチェックのうえ、必ず理由も記載すること。

問い合わせ先

- 労災保険については、厚生労働省（労働基準監督署）に問い合わせること。
- 雇用保険については、厚生労働省（公共職業安定所）に問い合わせること。
- 健康保険及び厚生年金保険については、日本年金機構（年金事務所）に問い合わせること。

公園、有人駐車場及びプール施設の運営実績

法人等名称：_____

施設名称	所在地	施設内容 業務内容 年間利用者数	運営形態	運営期間	備考
				年 月 ～ 年 月	
				年 月 ～ 年 月	
				年 月 ～ 年 月	
				年 月 ～ 年 月	
				年 月 ～ 年 月	
				年 月 ～ 年 月	

- ・事業者募集の参加資格要件にある類似の事業実績を記入すること。
- ・「施設内容、業務内容、年間利用者数」欄には、同種の関連する事業であることが判断できるよう、明確に記載すること。
- ・「運営形態」欄には、実施業務について事業者が直接運営しているものか、管理委託を受けているものか、指定管理施設の指定を受けているものか等を記載すること。
- ・「備考」欄には、当該業務の実施に関して発生した事故、事件、業務の実施に関して受けた行政処分、指導、ペナルティ等について記載すること。
- ・記載した業務内容が確認できるもの（契約書、仕様書、業務分担表等）の写しを添付すること。
- ・欄が不足する場合は、複数枚にわたっても差し支えない。
- ・提案事業者名の記載は正本のみとし、副本には記載しないとともに、他に事業者名表示があれば黒塗りするなどし、提案事業者が推定できる記載は行わないこと。

専門性を有する施設の運営実績
(任意提出)

法人等名称：_____

施設名称	所在地	施設内容 業務内容 年間利用者数	運営形態	運営期間	備考
				年 月 ～ 年 月	
				年 月 ～ 年 月	
				年 月 ～ 年 月	
				年 月 ～ 年 月	
				年 月 ～ 年 月	
				年 月 ～ 年 月	

- ・ 植物園、陸上競技場、ユースホステルの運営実績があれば記入すること。
- ・ 「施設内容、業務内容、年間利用者数」欄には、同種の関連する事業であることが判断できるよう、明確に記載すること。
- ・ 「運営形態」欄には、実施業務について事業者が直接運営しているものか、管理委託を受けているものか、指定管理施設の指定を受けているものか等を記載すること。
- ・ 「備考」欄には、当該業務の実施に関して発生した事故、事件、業務の実施に関して受けた行政処分、指導、ペナルティ等について記載すること。
- ・ 記載した業務内容が確認できるもの（契約書、仕様書等）の写しを添付すること。
- ・ 欄が不足する場合は、複数枚にわたっても差し支えない。
- ・ 提案事業者名の記載は正本のみとし、副本には記載しないとともに、他に事業者名表示があれば黒塗りするなどし、提案事業者が推定できる記載は行わないこと。

施設の管理運営に関する事業計画書

1 施設の管理運営

(1) 管理運営方針・手法について

指定期間を記入すること。また、公の施設の管理代行者として、長居公園の特徴を踏まえ施設間の連携が図られた公園及び施設ごとの管理運営方針及び手法並びに指定期間中を通して継続的な利用者サービスの向上や管理運営の効率化を図るためのPDCAサイクルの取組みを具体的に記入すること。

①指定期間

令和3年4月1日 ～ 令和 年3月31日 (年間)

②管理運営方針・手法

③PDCAサイクル

- ・欄が不足する場合は、複数枚にわたっても差し支えない。
- ・連合体の場合は、構成員の役割分担や体制表等を②管理運営方針・手法欄に記入すること。
- ・提案事業者名の記載は正本のみとし、副本には記載しないととも、他に事業者名表示があれば黒塗りするなどし、提案事業者が推定できる記載は行わないこと。

(2) 平等利用の確保について

公の施設の管理代行者として、施設の平等利用確保の考え方を公園全体及び施設ごとに具体的に記入すること。

- ・欄が不足する場合は、複数枚にわたっても差し支えない。
- ・提案事業者名の記載は正本のみとし、副本には記載しないととも、他に事業者名表示があれば黒塗りするなどし、提案事業者が推定できる記載は行わないこと。

(3) 当該施設に配置する職員の体制について

職員の配置について、募集要項に従い具体的に記入すること。

基本的には施設ごとに記入するが、募集要項に一体的な人員配置を行う旨記載されている場合は、当該施設をまとめて記入すること。

①総括責任者

資 格	
主な経歴	主な業務及び在職年数

- ・ 欄が不足する場合は、複数枚にわたっても差し支えない。
- ・ 提案事業者名の記載は正本のみとし、副本には記載しないととも、他に事業者名表示があれば黒塗りするなどし、提案事業者が推定できる記載は行わないこと。

②施設責任者

施設	施設責任者としての勤務実績・資格など	総括責任者と施設責任者との兼務の有無
一般園地		有・無
長居陸上競技場、長居第2陸上競技場、長居運動場、長居庭球場、長居相撲場		
長居植物園（花と緑と自然の情報センターを含む。）		
市立駐車場		
長居ユースホテル		
長居プール		
電気主任技術者		

③その他職員

項目区分	人数	雇用形態	備考

- ・欄が不足する場合は、複数枚にわたっても差し支えない。
- ・提案事業者名の記載は正本のみとし、副本には記載しないとともに、他に事業者名表示があれば黒塗りするなどし、提案事業者が推定できる記載は行わないこと。

(5) 配置する職員に対する研修等計画

施設に勤務する職員の業務能力開発のための取組み並びに職員への研修及びマニュアル作成等の取組みを公園全体及び施設ごとに具体的に記入すること。

①職員の業務能力開発

②職員研修

③マニュアル作成等

- ・欄が不足する場合は、複数枚にわたっても差し支えない。
- ・提案事業者名の記載は正本のみとし、副本には記載しないとともに、他に事業者名表示があれば黒塗りするなどし、提案事業者が推定できる記載は行わないこと。

(6) 個人情報の保護・情報公開についての考え方

個人情報の保護、情報公開に対する方針などを具体的に記入すること。

①個人情報の保護

②情報公開

- ・欄が不足する場合は、複数枚にわたっても差し支えない。
- ・提案事業者名の記載は正本のみとし、副本には記載しないとともに、他に事業者名表示があれば黒塗りするなどし、提案事業者が推定できる記載は行わないこと。

(7) 危機管理・安全管理

事故防止などの安全対策、災害や事故発生時の連絡体制などに対する基本的な考えと実施計画を公園全体及び施設ごとに具体的に記入すること。

①事故防止等安全対策

②災害等緊急時の対応

- ・欄が不足する場合は、複数枚にわたっても差し支えない。
- ・提案事業者名の記載は正本のみとし、副本には記載しないととも、他に事業者名表示があれば黒塗りするなどし、提案事業者が推定できる記載は行わないこと。

(8) 再委託について

長居公園等の管理運営を行う上で、専門技術を必要とする場合は、大阪市の承認を得て再委託することができるが、その予定がある場合は、その内容を記入すること。

施設名称	再委託予定業務

- ・欄が不足する場合は、複数枚にわたっても差し支えない。
- ・提案事業者名の記載は正本のみとし、副本には記載しないとともに、他に事業者名表示があれば黒塗りするなどし、提案事業者が推定できる記載は行わないこと。

2 事業計画

(1) 施設の維持管理方針

公園全体及び施設ごとの維持管理方針を具体的に記入すること。

--

- ・欄が不足する場合は、複数枚にわたっても差し支えない。
- ・提案事業者名の記載は正本のみとし、副本には記載しないとともに、他に事業者名表示があれば黒塗りするなどし、提案事業者が推定できる記載は行わないこと。

(2) 施設の維持管理計画

施設ごとの維持管理計画を具体的に記入すること。また、植栽の維持管理計画は一般園地と植物園に区分し具体的に記入すること。

①施設の維持管理計画

②植栽の維持管理計画

- ・欄が不足する場合は、複数枚にわたっても差し支えない。
- ・提案事業者名の記載は正本のみとし、副本には記載しないとともに、他に事業者名表示があれば黒塗りするなどし、提案事業者が推定できる記載は行わないこと。

(4) サービス向上策

市民サービスの向上及び利用促進を図るための、施設ごとの継続的なサービス向上策を具体的に記入すること。

- ・欄が不足する場合は、複数枚にわたっても差し支えない。
- ・提案事業者名の記載は正本のみとし、副本には記載しないとともに、他に事業者名表示があれば黒塗りするなどし、提案事業者が推定できる記載は行わないこと。

(5) 利用者の満足度の把握・利用促進策

利用者の満足度・要望等の把握方法と施設管理への反映、苦情への対応等について具体的に記入すること。また、キャッチコピーの設定等の広報・情報発信も含めた利用促進策を具体的に記入すること。

①利用者満足度の把握等

②利用促進策

- ・欄が不足する場合は、複数枚にわたっても差し支えない。
- ・提案事業者名の記載は正本のみとし、副本には記載しないとともに、他に事業者名表示があれば黒塗りするなどし、提案事業者が推定できる記載は行わないこと。

(6) 自主事業実施計画

当該施設を活用した自主事業の実施計画について、施設ごとに記入すること。

施設名： _____

事業名	対象・内容 (場所、曜日、時間帯など)	実施時期・回数・定員	受講料

事業名	対象・内容 (場所、曜日、時間帯など)	実施時期・回数・定員	受講料

事業名	対象・内容 (場所、曜日、時間帯など)	実施時期・回数・定員	受講料

事業名	対象・内容 (場所、曜日、時間帯など)	実施時期・回数・定員	受講料

事業名	対象・内容 (場所、曜日、時間帯など)	実施時期・回数・定員	受講料

事業名	対象・内容 (場所、曜日、時間帯など)	実施時期・回数・定員	受講料

事業名	対象・内容 (場所、曜日、時間帯など)	実施時期・回数・定員	受講料

- ・プログラムの作成に当たっては、年少者や高齢者、障がい者のニーズに配慮すること。
- ・欄が不足する場合は、複数枚にわたっても差し支えない。
- ・提案事業者名の記載は正本のみとし、副本には記載しないと同時に、他に事業者名表示があれば黒塗りするなどし、提案事業者が推定できる記載は行わないこと。

3 施設の有効活用

地域・他施設との連携について記入すること。また、プラットフォームの活用策について具体的に記入すること。

①地域・他施設との連携

②プラットフォームの活用策

- ・欄が不足する場合は、複数枚にわたっても差し支えない。
- ・提案事業者名の記載は正本のみとし、副本には記載しないとともに、他に事業者名表示があれば黒塗りするなどし、提案事業者が推定できる記載は行わないこと。

4 その他の提案（任意提出）

その他、提案事項があれば記入すること。

- ・欄が不足する場合は、複数枚にわたっても差し支えない。
- ・提案事業者名の記載は正本のみとし、副本には記載しないとともに、他に事業者名表示があれば黒塗りするなどし、提案事業者が推定できる記載は行わないこと。

社会的責任・市の施策との整合について

法人等名称：_____

(1) 環境への取組み

(ISO14001など、環境マネジメントシステム規格の取得、再生品の使用、低公害車の導入等)

--

(2) 個人情報保護など人権に関する取組み

(規定や管理体制の整備状況、人権研修の実施状況等)

--

(3) 就職困難者等の雇用への取組み

(各種就労支援事業を活用して過去に雇用した人数等)

就労支援事業名	雇用実績者数
大阪市地域就労支援センター	名
大阪市障がい者就業・生活支援センター	名
大阪市母子家庭等就業・自立支援センター	名
大阪市自立支援センター	名
その他就職困難者等の就労支援の取組み等	

(4) 女性活躍促進などに関する取組み

(職員採用などにおける女性活躍促進などに関する取組みの状況)

--

- ・ 連合体の場合は、構成員ごとに提出すること。
- ・ 欄が不足する場合は、複数枚にわたっても差し支えない。
- ・ 提案事業者名の記載は正本のみとし、副本には記載しないととも、他に事業者名表示があれば黒塗りするなどし、提案事業者が推定できる記載は行わないこと。

社会的責任・市の施策との整合について
(支払賃金に関する提案書)

当該公の施設における従事者（予定者を含む。）に対する支払賃金は、

大阪府の最低賃金額（時間額）の1.1倍以上、または月給170,000円以上にします。

A. はい

B. いいえ

【注】上記時間給及び月給には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当等は含まれない。

大阪市長 様

令和2年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

(記入上の注意)

- ① A又はB、どちらか該当する方に○を付けること。
- ② 対象者は当該公の施設における従事者及び予定者並びに対象基準日までに新規雇用する就職困難者等である。

なお、支払いの確約を行う提案者が指定管理事業者となった場合においては、大阪市に対して、毎月の賃金支払状況を定められた期限までに、賃金台帳を添付の上報告いただきます。

- ・連合体の場合は、構成員ごとに提出すること。
- ・提案事業者名の記載は正本のみとし、副本には記載しないとともに、他に事業者名表示があれば黒塗りするなどし、提案事業者が推定できる記載は行わないこと。

利益配分金の取扱いに関すること

募集要項 P 10 「5 (8) 利益配分金」に記載された利益配分金の取扱いについて、以下に提案を記入すること。

①利益配分を行う条件

() 内に、2.5%を上限値として数値を記入すること。

・当該事業年度の収支合計において、業務代行料を含む総収入から総支出を引いて、利益が () %を上回った場合、大阪市への利益配分を行います。

②利益配分の割合

() 内に、50%を下限值として数値を記入すること。

・当該事業年度の利益が、上記割合の金額を上回った場合、その上回った分の金額の () %に当たる金額を、大阪市に利益配分します。

③利益配分の方法

利益配分の還元方法を以下から選択すること。

ア. 上記の金額を、利益配分金として大阪市に納入します。

イ. 上記の金額を、次年度以降の業務代行料に充当します。

ウ. 上記の金額分を、指定管理事業者が実施する長居公園内の大阪市所有施設の改修に充当します。

ウ. を選んだ場合

大阪市施設の改修への充当を選んだ場合、大阪市も負担する一定額を超える施設改修の費用と相殺することを想定しているが、長居公園の良好な維持管理に、より効果的に還元するための方策（還元方法、整備内容、整備箇所など）について提案すること。

注：利益配分金の還元方法は、本提案を基に、毎年度、大阪市との協議により定めるものとする。

(様式 12)

令和 2 年 月 日

長居公園指定管理事業者（長居公園及び他 9 施設 指定管理者）指定申請
説明会参加申込書

大阪市建設局公園緑化部調整課宛

(E-mail : siteikanri-kouen@city.osaka.lg.jp)

次のとおり、説明会の参加申込みをいたします。

法人等名称	
所在地	
参加者氏名 (1 団体 2 名まで)	
担当者氏名及び連絡先	部署名 : 担当者 : 電 話 : () F A X : () E - mail :
備 考	

(注) この申込書はメールにて送付（件名は「長居公園説明会参加申込書」）すること。
申込み時には必ず着信確認すること。

長居公園指定管理事業者（長居公園及び他 9 施設 指定管理者）指定申請
質問票

大阪市建設局公園緑化部調整課宛

(E-mail : siteikanri-kouen@city.osaka.lg.jp)

法人等名称	
(質問事項)	
担当者氏名及び連絡先	部署名 : 担当者 : 電 話 : () E - mail :

(注 1) 質問事項は、簡潔に要点のみ記載すること。また、質問の該当箇所のページ及び項目名を記載すること。

(注 2) この質問票は、メール（件名は「長居公園質問票」）にて送付のこと。

長居公園指定管理事業者（長居公園及び他9施設 指定管理者）指定申請
施設関係図書閲覧申込書

大阪市建設局公園緑化部調整課宛

(E-mail : siteikanri-kouen@city.osaka.lg.jp)

次のとおり、図書閲覧を申込みいたします。

法人等名称	
所在地	
閲覧希望日	第1希望 6月 日 () 午前 ・ 午後 ・ 終日
※第3希望日までご記入ください。 ※時間帯を選択してください。 午前：9時から12時まで 午後：13時から17時まで 終日：9時から17時まで	第2希望 6月 日 () 午前 ・ 午後 ・ 終日
	第3希望 6月 日 () 午前 ・ 午後 ・ 終日
	部署名： 担当者： 電 話： () F A X： () E-mail：
備 考	

(注) この申込書はメールにて送付（件名は「長居公園図書閲覧申込書」）すること。

申込み時には必ず着信確認をすること。

長居公園指定管理事業者（長居公園及び他9施設 指定管理者）指定申請
施設関係図書閲覧に関する誓約書

大阪市長 様

申 込 者

所 在 地

事 業 者 名

代 表 者 名

印

連 絡 先

担 当 部 署

担 当 者

連 絡 先 Tel

E-mail

長居公園指定管理事業者（長居公園及び他9施設 指定管理者）公募（以下「本公募」という。）に係る図書の閲覧に際し、次の事項に同意します。

記

- 1 閲覧図書は、本公募への参加を目的に使用するものですので、本目的以外に使用、貸与、譲渡及び売買を行いません。
- 2 閲覧図書（図面）は建設時の設計図面です。現状と異なる場合は現状を優先します。したがって、本図面等の使用によって発生した直接又は間接の損害について、大阪市に対し一切の請求を行いません。

【参加者名簿】

担当部署	氏 名

(注) 本誓約書は、閲覧時に必ず持参すること。

都市計画局への確認事項

(長居公園指定管理事業者 (長居公園及び他 9 施設 指定管理者) 公募)

①建築計画の概要	
地域地区：(用途地域・指定容積率・指定建蔽率、その他の地域地区)	
道路幅員・道路種別	
※道路種別等については必ず建築企画課及び道路等所管部局で調査・確認してください。	
・東	m (42- -)
・西	m (42- -)
・南	m (42- -)
・北	m (42- -)
主要用途：	
敷地面積：	m ²
開発区域面積：	m ²
建築面積：	m ²
延床面積(容積対象面積)：	m ² (m ²)
建築物の階数：	地上 階 / 地下 階
建築物の高さ：	m
住宅の規模及び戸数：	m ² 戸

②都市計画局開発調整部開発誘導課への確認	令和 年 月 日											
<ul style="list-style-type: none"> ・開発許可について <table border="0"> <tr> <td>区画の変更</td> <td>有</td> <td>・</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>形質の変更</td> <td>有</td> <td>・</td> <td>無</td> </tr> </table> ・大規模事前協議について <table border="0"> <tr> <td>対象</td> <td>・</td> <td>対象外</td> </tr> </table> 		区画の変更	有	・	無	形質の変更	有	・	無	対象	・	対象外
区画の変更	有	・	無									
形質の変更	有	・	無									
対象	・	対象外										
都市計画局開発調整部開発誘導課からの聞き取り事項												

③都市計画局建築指導部建築確認課への確認	令和 年 月 日
<ul style="list-style-type: none"> ・用途制限 (用途地域) (特別用途地区、地区計画等) ・建蔽率 角地緩和 有 ・ 無 ・前面道路の幅員による容積率の低減 有 ・ 無 ・高さ制限 道路斜線 ・ 隣地斜線 ・日影規制 有 ・ 無 ・接道 ※道路種別等については必ず建築企画課及び道路等所管部局で調査・確認してください。 (予定している建築物の用途に応じた接道長) 有 	
都市計画局建築指導部建築確認課からの聞き取り事項	

備考

- ・あらかじめ応募事業者にて調査・確認のうえ、太枠内に必要事項を記載すること。
- ・都市計画局への確認の際には、必要事項を記載した本様式と付近見取図を持参すること。
- ・各担当へ確認した後、担当課においてコピーを取る。

令和 2 年 月 日

長居公園指定管理事業者（長居公園及び他 9 施設 指定管理者）
指定申請に対する辞退届

大阪市長 様

(申請者)

連合体名称 (※連合体での申請の場合のみ記載)

主たる事務所の所在地

法人等の名称

代表者氏名

⑩

令和 2 年 月 日付けで提出した標記申請について、次の理由により申請を辞退します。

記

1 辞退理由

2 その他

【記入上の留意点】

- ・連合体で申請した場合は、連合体の代表者である旨の表記をした上で、代表法人の代表者印を押印の上提出すること。